

利用できる施設

### ☆対 象

身障手帳及び療育手帳をお持ちの在宅の重症心身障害児・者

### ☆内 容

施設において日常生活のお世話をいたします。

原則として7日以内（但し事情によっては延長できる場合もあります。）

### ☆利用方法

希望者は、前もって市町村の福祉事務所に登録しておき、必要な時利用申請をします。

利用者 飲食物費相当額

施設名	鈴田の里学園
住 所	〒856-0845 長崎県大村市大里町1150 TEL0957-53-0054

### ☆利用方法

鈴田の里学園地域支援事業部へご相談下さい。

事業に関する費用は無料です。

施設名	重症心身障害児施設 みさかえの園むつみの家
住所	〒859-0193 長崎県北高来郡小長井町遠竹名2727-9 TEL0957-34-3113

### ☆目的

在宅で生活している重症心身障害児（者）を療育している家族の都合（病気・旅行など）で、一時的に療育できなくなった時、適切な処遇が確保される条件を備える施設として県より委託されて行っています。

### ☆事業内容

施設における医療的ケア

日常生活指導

※ 期間は7日以内（但し事情により最小限度の範囲の期間を延長することができる。）

### ☆対象者

県内にすんでいる在宅の重症心身障害児（者）

※ あらかじめ県又は市の福祉事務所にて登録必要

### ☆利用方法

希望者は県又は市の福祉事務所にて登録申請しておく。そのうえで必要になった際に福祉事務所に利用申請を提出し、決定したら入所となる。

飲食物費相当額程度の負担が必要（平成11年度 1,540円/日）

## 利用できる施設

施設名	重症心身障害児施設 みさかえの園あゆみの家
住 所	〒859-0193 長崎県北高来郡小長井町遠竹名2727-3 TEL0957-34-3115 FAX0957-34-3045

### ☆目 的

在宅の障害者や介護されている方を支援する「短期入所事業」をご利用下さい。介護者の病気、休養、旅行、冠婚葬祭などで、一時的に介護が困難になった時などに利用できます。

### ☆内 容

歯科治療（歯科診療室があります）  
療育全般にわたる相談援助  
日常生活指導  
機能訓練事業  
その他、障害全般にわたる相談援助

### ☆対象者

県内在住の在宅重症心身障害児（者）  
重度知的障害がありいわゆる「動ける重症児（者）」で介護困難な方など  
※ 所轄の福祉事務所に登録して下さい。

### ☆利用方法

市町村役場に申し込んで下さい。福祉事務所を経由して施設に依頼がきます。原則として7日間。保護者負担1540円/日（平成11年度）

施設名	児童養護施設 大村子供の家
住 所	〒856-0811 大村市原口町591-2 TEL0957-55-8319

保護者の病気や事故で突然の入院、また仕事のための長期出張の理由で子育てが困難な  
 なた、一週間でも数ヶ月でも私達が代わってお引き受けします。

施設名	光と緑の園 乳児院
住 所	〒856-0813 大村市西大村本町127番地3 TEL0957-53-7418 FAX0957-53-7423

乳児を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的事由や、父子家庭が仕事の事由等  
 により家庭における乳児の養育が一時的に困難になった場合及び母子が夫の暴力により一  
 時的に保護を必要とする場合等、一定期間、施設において養育、保護します。

対象地域 大村市・千々石町

利用方法 大村市児童家庭課・千々石町児童家庭課へご相談ください。

施設名	光と緑の園 向陽寮
住 所	〒856-0813 大村市西大村本町127番地 3 TEL0957-53-7415 FAX0957-53-7423

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的事由や、父子家庭が仕事の事由等により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合及び母子が夫の暴力により一時的に保護を必要とする場合等、一定期間、施設において養育、保護します。

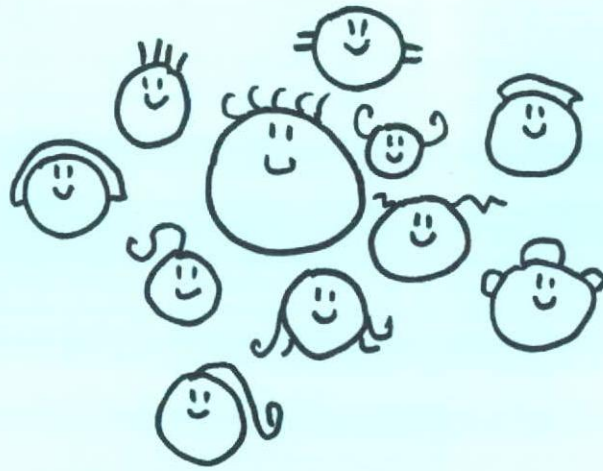
対象地域 大村市・千々石町

利用方法 大村市児童家庭課・千々石町児童家庭課へご相談ください。



## 第 3 章

# 支 援 制 度



## 手 帳 の 交 付

障害のある人が福祉のサービスを受けるとき、その障害の状態によって、利用できるサービスの範囲や内容や自己負担額、もらえる手当の金額などが、細かく決められています。障害者手帳は、さまざまな福祉サービスを利用したいときに、一人一人の障害の状態を証明するために必要なものです。

障害者手帳には、

- ◆身体障害者手帳
- ◆療育手帳
- ◆精神障害者保健福祉手帳                      . . . があります。

### ☆誰に相談したらいいの？

福祉事務所や児童相談所、保健所、市町など、どこでも相談できます。

ともかく身近なところで、かかりつけの医師や手帳をすでに持っている親、施設、病院などで相談してから窓口へ相談してみてください。

- ◆身体障害者手帳は医師の診断書が必要です。(窓口は福祉事務所)
- ◆療育手帳は児童相談所で判定されます。
- ◆精神障害者保健福祉手帳は保健所が窓口になっています。



## 身 体 障 害 者 手 帳

---

身体に障害のある方からの申請により交付します。さまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。（提供される各種サービスは、障害区分・等級等によって異なります。）

---

### ☆窓口は？

居住している市町（福祉）

### ☆どんな障害が対象？

視覚障害、聴覚、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは、直腸・小腸）

### ☆障害の等級って？

障害の程度によって1級～6級までに区分されます。

### ☆申請に必要なものは？

- (1) 新規申請および、等級変更、障害追加等による再交付申請の場合
  - ①身体障害者手帳交付等申請書
  - ②身体障害者診断書・意見書（所定の用紙があり、指定医師が記載）
  - ③写真（4cm×3cm 最近1年以内の胸から上・無帽のもの）
  - ④印鑑
- (2) 紛失・破損などによる再交付申請の場合  
上記①③④および手帳（紛失した場合は不要）

### ☆変更のときは？

転居の場合は、必ず新しい居住地の市町村に手帳を添えて届け出る必要があります。氏名が変わった場合もすぐに届け出てください。



☆返還したいときは？

手帳の交付を受けた人が死亡した時、対象事項に該当しなくなった時は、手帳と手続きする人の印鑑を持参の上、届け出をします。

☆その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

## 療 育 手 帳

知的発達障害のある方に対して、一貫した指導・相談を行ったり、各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

(提供される各種サービスは、基本的な障害の程度によって異なります。)

☆窓口は？

市福祉事務所及び市町役場

☆判定機関は？

18歳未満の方……………「児童相談所」

18歳以上の方……………「障害者更生相談所」

☆障害の状況は？

- A 1 (最重度)
- A 2 (重度)
- A 3 (身体障害との重度重複)
- B 1 (中度)
- B 2 (軽度)



☆申請に必要なものは？

(1) 新規申請

- ①療育手帳交付等申請書
- ②写真（4 cm×3 cm 最近1年以内の胸から上・無帽のもの）
- ④印鑑

(2) 再判定の場合

- ①再判定申請書
- ②印鑑

※手帳の中の「次の判定月日」の欄に記載されている日付に注意して、その日まで  
に窓口で申し込んで判定を受けます。

(3) 破損・紛失あるいは余白がなくなった場合

- ①療育手帳再交付申請書
- ②写真（4 cm×3 cm）
- ③印鑑

☆変更のときは？

転居の場合は、必ず新しい居住地の市町村に手帳を添えて届け出る必要があります。  
保護者の氏名等が変わった場合もすぐに届け出てください。

☆返還したいときは？

手帳の交付を受けた人が死亡した時、対象事項に該当しなくなった時、新しい手帳が  
交付された時は、手続きする人の印鑑を持参の上、届け出をします。

☆その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

## 精神障害者保健福祉手帳

---

精神に障害のある方に対して交付されます。一定の障害であることを証明する手帳で、各種の福祉サービスが受けやすくなります。  
(提供される各種サービスは、障害区分・等級等によって異なります。)

---

### ☆窓口は？

居住している管轄保健所

### ☆障害の等級は？

障害の程度によって、1級から3級までに区分されます。

### ☆申請に必要なものは？

- (1) 新規申請、更新、等級変更の場合
- ①精神障害者保健福祉手帳交付等申請書
  - ②診断書（所定の用紙があり、主治医が記載）
  - ③年金証書等の写し
  - ④印鑑

### ☆更新のときは？

手帳の有効期限は2年です。期限に注意して、その日までに更新の申請をしましょう。

### ☆変更のときは？

他県へ転居した場合などは、新しい居住地の保健所に手帳を添えて届け出ます。

☆返還したいときは？

手帳の交付を受けた人が死亡した時、対象事項に該当しなくなった時、新しい手帳が交付された時は、手続きする人の印鑑を持参の上、届け出をします。

☆その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。



## 医療費が心配なとき

♥子どもが病気になってしまったとき、通院、入院、検査、手術、リハビリ……など、必要な医療を受けるためにかかる費用は、経済的に大変な負担です。

医療費については、疾患の種類や、対象者の障害の状態などによって、さまざまな医療費助成の制度があります。かかりつけの病院や保健所、市町、福祉事務所などで相談してみましょう。

### 乳幼児福祉医療

3歳児未満の乳幼児を対象に、1医療機関で1か月の自己負担が一定額を超した場合、還付が受けられます。また、市町によってそれ以上の助成制度もあります。各市町で確認してください。申請には、母子健康手帳・保険証・印鑑をご持参ください。

### 未熟児養育医療

#### ☆対象は？

出生時体重が2,000g以下の未熟児で、医師が必要と認めた児で、指定医療機関に入院している児。

#### ☆助成の範囲は？

医療費の7割は健康保険が負担。残りの3割を申請する家族の税額により国と個人で負担します。

☆手続きに必要なものは？

- \* 申請書：保健所・市町にあります。（保護者が記入）
- \* 意見書：主治医が記入します。
- \* 前年分所得税証明書・世帯調査（保健所・市町にある）
- \* 保証書（保健所・市町にあります。）
- \* 健康保険証の写し

☆提出・問い合わせ先は？

居住の保健所

## 育成医療の給付

☆対象は？

身体に障害がある児童、または、現存する疾患を放置すると将来に障害を残すと認められる児童であって、確実な治療効果が期待できる児童が対象です。

☆助成の範囲は？

世帯の収入により、費用の一部負担があります。

☆手続きに必要なものは？

- \* 育成医療給付申請書：保健所・市町にあります。（保護者記入）
- \* 育成医療意見書：（主治医が必要事項を記入します。）
- \* 世帯調査：保健所・市町にある（保護者記入）
- \* 健康保険証の写し：（お子さんの加入しているもの）
- \* 課税額証明書

☆提出・問い合わせ先は？

居住の保健所

## 小児慢性特定疾患治療研究事業

悪性新生物、慢性腎疾患、ぜんそくなどに罹患している児童に対し、委託医療機関に入院及び通院させ、研究治療の促進を図り、あわせて医療費を公費負担するものです。

### ☆対象は？

18歳未満の児童で、下表の疾患に罹患し、治療を受ける必要があるもの。

- \*ただし、慢性腎疾患、ぜんそく、慢性心疾患および膠原病については、20歳未満まで延長することができる。
- \*血友病など血液疾患については、児童、成人を対象としている。

### ☆助成の範囲は？

医療費自己負担分をすべて助成している。

### ☆手続きに必要なものは？

- \* 申請書：医療機関・保健所にあります。
- \* 意見書：（主治医が記入します。）
- \* 同意書（保護者記入）
- \* 健康保険証の写し

### ☆提出・問い合わせ先は？

居住の保健所



☆対象疾患

原則として1年以内である。

対象疾患	治療研究機関	摘 要
悪性新生物	原則として1年以内とする。	入院及び通院
慢性腎疾患	原則として1年以内とする。	入院のみ
ぜんそく	(ただし、1か月以上の入院を必要とするものに限る。)	
慢性心疾患		
内分泌疾患	原則として1年以内とする。	入院及び通院
膠原病	原則として1年以内とする。 (ただし、1か月以上の入院を必要とするものに限る。)	入院のみ (ただし、別に定めとするときは通院をも対象とすることができる)
糖尿病	原則として1年以内とする。	入院及び通院
先天性代謝異常		
血友病等血液疾患		
神経・筋疾患	原則として1年以内とする。 (ただし、1か月以上の入院を必要とするものに限る。)	入院のみ



## 日常生活用具の給付・貸与

☆重度障害児・者の日常生活の利便のために、日常生活用具の給付や貸与が受けられる制度です。

### ☆対象は？

給付されるものによって、個別に給付年齢や資格が設定されています。

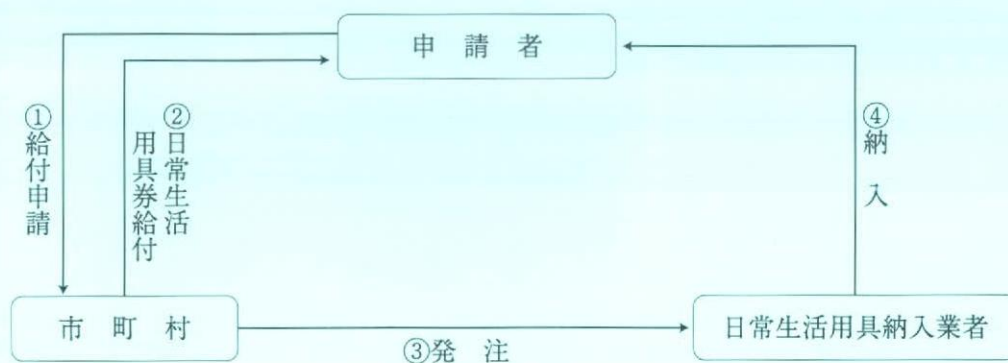
### ☆申請に必要なものは？

申請書  
身体障害者手帳  
印鑑

### ☆費用について

住民税又は所得税に応じた本人からの費用負担がかかります。

### ☆どんな流れで給付されるのですか？



### ☆給付の制限は？

原則として、1年間にひとつの給付となっています。(4月～3月)

ただし、中途障害の方などが、長期の入院生活から在宅生活へとかわるときなど、特別な事情の場合は例外もあります。

また、耐用年数の設定があり、同じ品目を希望する場合、再交付までにある程度の年数が必要です。

それでも、どうしても体型に合わなくなった場合は？

体型に合わなくなったり、療育のためにどうしても必要になった時は、医師の意見書を市町村に提出します。必要が認められれば、給付される場合もあります。

☆どんなものが給付されるのですか？

◆児童に給付されるもののリスト（資格・年齢制限がある）

浴槽・湯沸器・便器・特殊便器・特殊マット・訓練用マット・  
電動タイプライター・ワードプロセッサ―・電動歯ブラシ・特殊尿器  
入浴担架・体位変換器・盲人用テーブルコーダ・盲人用時計・  
盲人用タイムスイッチ・盲人用カナタイプライター・点字タイプライター  
盲人用電卓・電磁調理器・盲人用体温計・盲人用秤・点字図書・  
聴覚障害者用屋内信号装置・聴覚障害者用通信装置・火災報知器  
自動消化器・透析液加温器・ネブライザーなど

☆利用のかかる費用は？

利用する世帯の所得状況に応じて、一部負担金があります。

☆申請の窓口は？

市 町



## 税金・公共料金の減免

◆各種税金の障害者控除があります。

\*問い合わせの窓口は、税務署です。

### 所得税の控除

#### 1. 障害者控除

☆対象は？

本人、または控除対象配偶者、扶養家族が、  
 身体障害者手帳 3級～6級  
 療育手帳 B1、B2  
 精神障害者保健福祉手帳 2～3級等の障害者。

#### 2. 特別障害者控除

☆対象は？

本人、または控除対象配偶者、扶養親族が、  
 身体障害者手帳 1級～2級  
 療育手帳 A1、A2  
 精神障害者保健福祉手帳 1級等の障害者。

### ☆所得税や住民税の控除を受けたいときは？

#### ①確定申告を必要としない方（会社員等、給与所得者）

年末調整が行われるときに、「給与所得者の扶養控除等（異動）申請書」の障害者等の欄に必要事項を記載して、給与支払い者へ提出します。

\*年末調整の際、申告ができなかった場合、税務署で確定申告を行って下さい。

- ◆ 持っていくもの・・・源泉徴収、印鑑、交付を受けている手帳。  
 申請者名義の通帳（還付がある場合に必要）

#### ②確定申告を必要とされる方（自営業等）

確定申告の書類に必要事項を記載して申告する。内容確認のため、手帳の提示が必要なことがありますので、交付を受けている手帳、もしくはコピーを必ず持参して下さい。

## 各 種 手 当

障害の種類や程度によって、国や都道府県、市町村から手当てが支給されます。障害がある子どもを在宅で養育している人や、本人に関係のある各種手当てについて。

### 障害児福祉手当

日常生活に常時の介護を要する20歳未満の重度障害児に支給されます。  
支給月は、2，5，8，11月で3カ月分をまとめて支給される。

#### ☆支給額は？（平成11年度）

月額 14,610円

#### ☆どんな人が対象？

1. 両眼の視力の和が0.02以下のもの
2. 両耳の聴覚が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3. 両上肢の著しい障害、あるいは両下肢の用を廃したもの。又は、体幹機能障害で座っていることができないもの。
4. 内臓機能等に重度の障害があるもの。
5. 知能指数がおおむね20以下のもの。

◆ただし、児童が施設に入所している場合、他の公的年金を受給している場合、本人・扶養義務者などの所得が限度額以上の場合などは支給されません。